

経営協議会の学外委員からいただいた意見等に対する取組状況

平成25年度

分野	学外委員からの意見等	意見を頂いた 経営協議会	取 組 状 況
大学改革について	<p>・文系・理系の枠を超えて優秀な人材を育成することが総合大学の使命であり、文理融合的な教育も社会から求められてくる。</p>	<p>第51回 (平成25年6月21日)</p>	<p>人文社会系、自然科学系の8学部を有する特色を活かして、教員の所属組織である研究院を設置し、教育組織と分離することにより、学部・研究科の壁をなくした機動的かつ柔軟な教育研究体制とすることを検討している。 また、現代社会のニーズを踏まえ、科学技術リテラシー、現代国際社会、留学等による英語能力の修得による文理融合型教育を行う国際総合科学部の新設を検討している。</p>
	<p>・学部を含めた大学全体のガバナンスの確立が必要である。 ・学部長が学長、理事とともに大学を改革するという体制が確立できなければ本当の意味での教育研究改革はできない。 ・年功序列の考えを改め、改革に意欲のある若手教員を学部長とするべきである。</p>	<p>第53回 (平成25年9月30日)</p> <p>第55回 (平成25年12月9日)</p>	<p>学長がリーダーシップをより強力に発揮し、大学改革を迅速かつ円滑に推進できる体制を構築するために、学部長の選考方法の見直しを行った。 従来、学部長の選考は、「教授会の議に基づき学長が行う」としていたものを今後、「役員会の議を経て学長が行う」とした。 具体的には、学部が学部長候補適任者を学長に推薦し、当該学部長候補適任者が学長に所信表明を行うとともに、学長及び理事による面接を行い、役員会で所信表明の内容及び面接結果を総合的に審議して学部長候補者を決定することとした。 ただし、学部が推薦した学部長候補適任者について、役員会が適任でないと判断した場合には、再度学部長候補適任者の推薦を当該学部を求めることができることとした。 また、原則、学部長の任期は2年とし、再任可能であるが引き続き4年を超えないものとして統一した。 本取組により、これまで以上に学部運営・大学改革に意欲あふれる学部長の選考が可能となり、学部を含めた全学的な大学改革を推進し、教育研究機能を一層充実していく予定である。</p>